

○専修大学動物実験規程

令和5年4月1日
制定

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 管理体制（第5条・第6条）
- 第3章 動物実験委員会（第7条—第14条）
- 第4章 動物実験施設（第15条—第19条）
- 第5章 動物実験の実施（第20条—第32条）
- 第6章 安全管理（第33条—第36条）
- 第7章 教育訓練（第37条・第38条）
- 第8章 自己点検・評価及び学外の者による検証並びに情報公開（第39条・第40条）
- 第9章 雑則（第41条—第44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議作成）その他の法令等（以下「動物愛護法令等」という。）に定めるもののほか、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点及び動物実験実施者の安全確保の観点から、専修大学（以下「本学」という。）における動物実験を適正に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第2条 動物実験は、国際的な動物実験の理念及び動物の愛護及び管理に関する法律第41条の規定に基づき、次に掲げる事項(3R)を基本理念として行われなければならない。

- (1) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること(Replacement)。

- (2) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること (Reduction)。
- (3) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること (Refinement)。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される全ての動物実験に適用する。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験 教育又は研究のために実験動物に処置を加えることをいう。
- (2) 実験動物 動物実験の利用に供する哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 動物実験計画 動物実験を実施するために事前に立案する計画（他の機関に動物実験を委託する場合の計画を含む。）をいう。
- (4) 動物実験施設 動物を飼養し、又は保管する施設及び動物に処置を施し、又は試験を行う実験室をいう。
- (5) 動物実験実施者 動物実験を実施し、又はこれに従事する教職員、学生その他動物実験の実施に携わる者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する教員をいう。
- (7) 飼養者 動物実験施設において実験動物を飼養する教職員、学生その他実験動物の飼養に携わる者をいう。

第2章 管理体制

(動物実験統括管理責任者)

第5条 動物実験並びに実験動物の飼養及び管理を適正に行うため、本学に、動物実験統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

- 2 統括管理責任者は、学長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、本学における動物実験の実施に関する業務を統括し、最終的な責任を負う。

(動物実験施設管理者)

第6条 統括管理責任者の下で動物実験施設を管理するため、動物実験を実施する部局（学部、研究科、研究所及びセンターをいう。以下同じ。）に、動

物実験施設管理者（以下「施設管理者」という。）を置く。

2 施設管理者は、動物実験を実施する部局の長をもって充て、学長が任命する。

3 施設管理者は、動物実験施設を設置するとき（変更するときを含む。）は、その責任者となり、その管理に関する業務を統括する。

第3章 動物実験委員会

（設置）

第7条 本学に、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第8条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長に対して、その結果を報告し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 動物実験施設の設置（変更を含む。）の審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の審査に関すること。
- (3) 動物実験の実施状況の調査に関すること。
- (4) 動物実験の結果に関すること。
- (5) 実験動物の飼養及び管理に関すること。
- (6) 動物実験に係る教育訓練計画の策定に関すること。
- (7) 動物実験に係る自己点検・評価及び学外の者による検証に関すること。
- (8) 動物実験に係る情報公開に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

（構成）

第9条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 動物実験又は実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 前号に掲げる者のほか、統括管理責任者が必要と認める者

2 委員は、学長が任命する。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第11条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

- 3 委員長は、委員会の業務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営)

第12条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(持ち回り審議)

第13条 前条の規定にかかわらず、委員長は、必要と認めるときは、持ち回りによる審議をもって、委員会の審議に代えることができる。

- 2 持ち回りによる審議の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(審査部会)

第14条 委員会は、第8条第1号から第3号までの所掌事務の円滑化を図るため、動物実験審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

- 2 審査部会は、審査対象に応じて、複数置くことができる。
- 3 審査部会の業務、構成等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 動物実験施設

(設置の申請)

第15条 施設管理者は、動物実験施設を設置しようとするとき（変更しようとするときを含む。）は、あらかじめ、所定の様式により統括管理責任者に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 統括管理責任者は、委員会に、前項の規定により申請のあった動物実験施設が次条各号に掲げる要件を満たしているかどうかの審査をさせ、その意見により、承認又は不承認を決定するものとする。
- 3 委員会は、前項の審査を審査部会に付託することができる。

(要件)

第16条 動物実験施設は、次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 動物種、保管数等に応じた飼養設備を有すること。

- (2) 排泄物、血液等による汚染に対して、清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 逸走防止のための設備及び構造を有すること。
- (4) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

(設置の承認又は不承認の通知)

第17条 統括管理責任者は、第15条第1項の規定により申請のあった動物実験施設の設置の承認又は不承認を決定したときは、当該施設管理者に対して、審査の結果と共にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定により不承認の通知を受けた施設管理者は、審査の結果に不服があるときは、その通知があった日から起算して14日以内に、その根拠となる資料を添えて、文書により、統括管理責任者に対して、異議を申し立てることができる。
- 3 統括管理責任者は、前項の規定による異議の申立てを受け付けたときは、速やかに、委員会に、その内容について再審査をさせるものとする。
- 4 委員会は、前項の再審査を審査部会に付託することができる。
- 5 統括管理責任者は、第3項の規定による再審査の結果について、当該施設管理者に通知するものとする。

(維持管理)

第18条 施設管理者は、動物実験施設及びその設備の適切な維持管理に努めなければならない。

(廃止)

第19条 施設管理者は、動物実験施設を廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の様式により統括管理責任者に届け出なければならない。

第5章 動物実験の実施

(動物実験計画の立案)

第20条 動物実験責任者は、動物実験を実施しようとするときは、動物実験計画を立案し、あらかじめ、所定の様式により統括管理責任者に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 統括管理責任者は、委員会に、前項の規定により申請のあった動物実験計画が動物の愛護及び管理に関する法律及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準に沿ったものであるかどうかの審査をさせ、その意見

により、承認又は不承認を決定するものとする。

3 委員会は、前項の審査を審査部会に付託することができる。

(動物実験計画の配慮事項)

第21条 動物実験計画の立案に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、次に掲げる事項について配慮しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法の利用
- (3) 実験動物の使用数削減
- (4) できる限り実験動物に苦痛を与えない方法の選択
- (5) 動物実験の終了時期

(実施の承認又は不承認の通知)

第22条 統括管理責任者は、第20条第1項の規定により申請のあった動物実験計画の実施の承認又は不承認を決定したときは、当該動物実験責任者に対して、審査の結果と共にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により不承認の通知を受けた動物実験責任者は、審査の結果に不服があるときは、その通知があった日から起算して14日以内に、その根拠となる資料を添えて、文書により、統括管理責任者に対して、異議を申し立てることができる。

3 統括管理責任者は、前項の規定による異議の申立てを受け付けたときは、速やかに、委員会に、その内容について再審査をさせるものとする。

4 委員会は、前項の再審査を審査部会に付託することができる。

5 統括管理責任者は、第3項の規定による再審査の結果について、当該動物実験責任者に通知するものとする。

(動物実験計画の変更又は中止)

第23条 動物実験責任者は、承認を受けた動物実験計画を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、所定の様式により統括管理責任者に申請し、その承認を得なければならない。

2 第20条第2項及び第3項並びに前条の規定は、動物実験計画の変更に係る承認又は不承認の決定について準用する。

(動物実験の委託)

第24条 動物実験責任者は、必要と認めるときは、動物実験を他の機関に委託することができる。

2 動物実験責任者は、動物実験を他の機関に委託するに当たっては、当該委託先が動物愛護法令等に基づき動物実験を適正に実施している機関であることを確認するものとする。

3 第20条から前条までの規定は、第1項の規定により動物実験を他の機関に委託する場合について準用する。

(動物実験実施上の配慮)

第25条 動物実験責任者は、動物実験の実施に関して必要な情報を動物実験実施者及び飼養者に提供するよう努めなければならない。

2 動物実験実施者は、動物実験の目的を達成するために、その経験を有する指導者の下で実験手技の習熟に努めなければならない。

3 動物実験実施者は、動物実験の目的に応じて、麻酔薬等を適切に使用することにより、できる限り実験動物に苦痛を与えないよう努めなければならない。

(実施状況の調査)

第26条 委員会は、必要があると認めるときは、動物実験が動物実験計画に基づき適切に行われているかについて、随時、実施状況の調査を行うことができる。

2 委員会は、前項の調査を審査部会に付託することができる。

(動物実験実施後の処理)

第27条 実験動物の死体及び排泄物等は、動物実験責任者が所定の場所に保管し、適正に処理を行わなければならない。

(動物実験計画実施後の報告)

第28条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用実験動物、動物実験の結果等について、施設管理者を通じて、統括管理責任者に報告しなければならない。

(実験動物の導入)

第29条 施設管理者は、実験動物の導入に当たっては、動物愛護法令等に基づき実験動物を適正に管理している機関から導入しなければならない。

(実験動物の確認)

第30条 動物実験責任者は、実験動物の導入に当たっては、実験動物について、発注条件との適合、異常の有無、死亡しているものの有無その他の事項を確認しなければならない。

(実験動物の健康管理)

第31条 動物実験責任者は、実験動物の導入から動物実験の終了又は中止までの期間にわたって、実験動物の状態を観察し、適切な給餌、給水等の飼養及び管理を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第32条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

2 記録の保存期間は、当該動物実験計画が終了し、又はこれを中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、保存期間を経過した記録のうち、更に保存の必要があると認められるものについては、保存期間を5年以内の範囲で延長することができる。

3 動物実験責任者は、所定の様式により、実験動物の飼養及び保管の状況について、年度ごとに、施設管理者を通じて、統括管理責任者に報告しなければならない。

第6章 安全管理

(接触防止措置)

第33条 施設管理者は、実験動物の飼養又は動物実験の実施に関係のない者が実験動物に接触することがないように、必要な措置を講じなければならない。

(逸走防止措置等)

第34条 施設管理者及び動物実験責任者は、実験動物が、動物実験施設等から逸走しないよう動物種等に応じて必要な措置を講ずるとともに、逸走した場合は捕獲に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症への対応)

第35条 施設管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

2 統括管理責任者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講ずることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

(緊急時対応措置)

第36条 施設管理者及び動物実験責任者は、あらかじめ、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に講ずべき措置の手順を作成しておき、その発生時には、実験動物の保護及び実験動物による危害防止に努めなけれ

ばならない。

第7章 教育訓練

(実施)

第37条 統括管理責任者は、動物愛護法令等及びこの規程について動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に熟知させるとともに、次に掲げる事項について教育訓練を実施するものとする。

- (1) 動物実験の方法に関する基本的事項
- (2) 実験動物の飼養及び保管に関する基本的事項
- (3) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (4) 人と動物の共通感染症に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、動物実験の適切な実施に関する事項

(実施の記録及び保存)

第38条 統括管理責任者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保存しなければならない。

- 2 記録の保存期間は、当該教育訓練を実施した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、保存期間を経過した記録のうち、更に保存の必要があると認められるものについては、保存期間を5年以内の範囲で延長することができる。

第8章 自己点検・評価及び学外の者による検証並びに情報公開

(自己点検・評価及び学外の者による検証)

第39条 統括管理責任者は、委員会に、この規程の内容及び遵守状況、動物実験の実施状況、実験動物の飼養及び保管の状況等について、定期的に、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 統括管理責任者は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。
- 3 自己点検・評価及び学外の者による検証に関し必要な事項は、委員会の議を経て、統括管理責任者が決定する。

(情報公開)

第40条 統括管理責任者は、次に掲げる情報を、少なくとも1年に1回、学外に公開するものとする。

- (1) この規程
- (2) 動物実験の実施状況

- (3) 実験動物の飼養及び保管の状況
- (4) 自己点検・評価及び学外の者による検証の結果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本学における動物実験に関する情報

2 情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 雑則

(秘密保持義務)

第41条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第42条 この規程に定めるもののほか、動物実験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(事務所管)

第43条 この規程に関する事務は、学長室学務課の所管とする。

(規程の改廃)

第44条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に行われている動物実験は、この規程の規定により統括管理責任者の承認を得たものとみなす。

(内規の廃止)

3 専修大学人間科学部動物実験取扱内規（平成20年4月1日制定）は、廃止する。